

ニュース・レター

NEWS LETTER
Jun.25 2000

vol.

6



カネミ油症の患者側が最初に勝訴した1977年10月5日の福岡民事訴訟第一審判決（福岡地裁）。カネミ油症裁判は1986年5月15日の二陣控訴審判決（福岡高裁）と、これに続く1987年2月7日の最高裁和解勧告が患者側に有利だった、それまでの流れを大きく変え、患者側は和解成立によって仮払金の返済義務を負った。

カネミ油症事件は1968年、米ぬか油製造中にPCB、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナ-PCBが混入、これを買って食べた西日本の人たちが全身の吹き出物や肝臓などの障害などの被害を受けた。認定患者は約1800人。

（写真提供=毎日新聞社）

CONTENTS

- ② 立川 涼・特集PCB／いま、PCBを問い直す―焼却処理再考の時
- ④ 山科 則之・特集PCB／PCBは過去の公害問題ではなく、いまだ身近な問題である
- ⑥ 川名 英之・ドイツの環境④着々、進む循環型社会づくり
- ⑨ 鷲谷いづみ・発起人からひとこと「実り無き秋と植生発掘」
- ⑩ ダマノスキ・自由貿易は環境と安全を守れるか？
- ⑫ 中下 裕子・会員拡大プロジェクトチームへの参加者を募集します
- ⑬ 鹿野 美紀・第147通常国会で成立した環境・廃棄物関連法案について



いま、PCBを問い直す

——焼却処理再考の時——

国民会議代表 立川 涼
愛媛大学名誉教授

コプラナPCBのダイオキシン類毒性が注目される中で、改めてPCBへの関心が高まっている。私自身も無数と言ってよい人工化学物質の中で、人を含む地球生態系に最も深刻な影響を与え、また今後もその影響が大きい物質は、有機塩素化合物、中でもダイオキシン、DDT、特にPCBと考えている。事実、この3物質はPOPs（残留性有機汚染物質）の観点からも、さまざまな議論が展開されている。

ダイオキシン、DDT、PCBはそれぞれ発生源と地球規模での行方に特徴がある。

DDTは熱帯低緯度型であり、マラリア防除などのため依然として途上国での使用が続いていることが汚染にも反映している。

ダイオキシンは、有機塩素化合物中で最も蒸気圧及び水溶解度が小さく、拡散性も乏しい。従って発生源近くに分布し、都市型、先進工業国型といえる。環境汚染も生物蓄積も北半球中緯度の陸地と海岸域が最高濃度を示す。

地球上どこでも最も広範に、かつ高濃度を示す

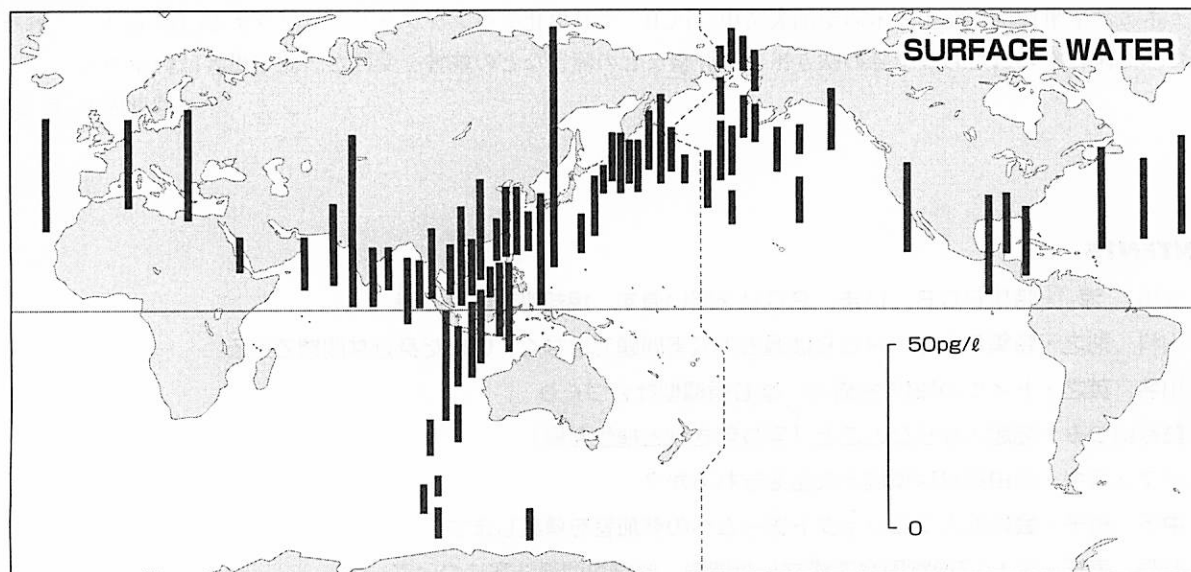
のはPCBであり、地球型といえる（図参照）。海産哺乳動物では100ppmをこすPCBを検出することもまれではない（ヒトは約1ppm）。北太平洋の海鳥、たとえばクロアシアホウドリでも時として100ppmをこす。いずれもチトクロームP450系薬物代謝酵素が微弱、あるいは欠落しているためPCBをほとんど分解できない。海産野生動物中のダイオキシン類毒性の大半はコプラナPCBによるものである。

先ほど改めてPCBへの関心が高まっていると書いた。PCBは古くて新しい問題であり、依然として未解決の課題が残されているのである。

PCBの工業生産は1929年に始まり、戦前においても、PCBを取り扱う電機工場などで労働者の健康被害が発生していたが、この時点では労働衛生的関心であった。PCBの環境汚染が発見されたのは1966年、スウェーデンのS.イエイセンらによる。この時、博士らは母乳から乳児への移行やPCBの全世界的拡散を推測している。

日本では、1968年10月、朝日新聞で「西日本一帯に奇病」という見出しで、カネミ油症事件が報

世界中の表層海水に残留するPCBの濃度分布。PCBは、大気や海流に乗って世界中に拡散するだけでなく、生物濃縮により海産哺乳類に高濃度に蓄積されている



じられ、これが後ほどPCBによるものであることが明らかとなる。

周知のことであるが、油症の発症とほぼ時を同じくして、大量のニワトリが死ぬ事故が発生している。いわゆる“ダーク油事件”である。「カネミ倉庫製油部で、68年1月下旬から2月上旬、同じ時期、同じ装置からPCBが製品ダーク油と食用油に多量に混入した。ダーク油と食用油の出荷の時期も同じだった。ニワトリと人間の発病の時期も同じ2月下旬から3月上旬頃からだった。農水省はニワトリの事件を重大事件として3月中旬に調査をほぼ終わり、毒性の再現実験の結果、ただちにカネミダーク油に手を打ち、製品を回収し、ニワトリの被害は4月以降くい止めた。一方、人間に対しては、行政的に手が打たれなかった。人間は相変わらず毒入りの油を食べ続けていた」(西村幹生・朝日新聞記者[当時])。

この時期、日本ではPCB汚染は食品衛生上の問題であり、工場における事故であって、環境汚染の視点はなかったといえる。1971年になって、私も愛媛大学環境化学研究室が瀬戸内海におけるPCB汚染データをNHKを通じて公表したのがきっかけとなって、京都市衛研の藤原邦達博士ほか、地方衛研の仕事が次々に発表され、環境汚染とそれによる魚介類汚染が大きな社会的関心を集めた。腰が重い政府もやっと動き出したがそれが「PCB様物質による環境汚染防止に関する特例研究」であったことは、その姿勢を象徴しているといえよう。

農水省の対応は、その権限の範囲内において、正確に云えば、畜産局の権限内において的確、迅速であった。しかし農水省の対応は厚生省には伝えられず、厚生省も無関心であった。それにしても化学物質の安全性について行政、特に厚生省はいつも腰が引けている。少なくとも国民の側を向いて仕事をしているようには思えない。ごく最近でも手袋からの食品へのフタル酸エステル汚染を業界には通知し、対応を求めたにもかかわらず、いまだに調査結果は国民には公開されていない(6月9日現在)。

タテ割りには歴史的社会的経緯もあり、それなりの役割もある。しかし、化学物質の安全といった省庁横断的課題は責任と権限の所在を一元化し

なければその実効性は疑わしい。行政は法律に従って仕事をする。化学物質安全基本法といった包括的法律を制定し、その主管は環境省にすることが望ましい。もう第二、第三のダイオキシン問題は起きてほしくない。抜本的な対策を検討する時期である。

最近の一連のダイオキシン対策によって、今後新たに環境に放出されるダイオキシン*とフラン量は確実に低減する。しかし、コプラナPCBの発生源は焼却起源は小さく、主としてPCB汚染(漏出)にともなうものである。総PCB濃度とコプラナPCB濃度の間にはかなり高い相関が認められている。80年代後半以降、日本におけるPCB汚染は下げ止まり状況にあり、PCBの漏出、従ってコプラナPCBの排出が続いていると考えてよい。

(*ダイオキシン類=ダイオキシン+フラン+コプラナPCB)

日本では1973年に制定された「化学物質の審査及び製造に関する法律(化審法)」によって、PCB含有トランス、コンデンサーを使用していた事業所は、その安全保管が義務づけられた。さらに、この法律には国の速やかなPCB安全処理法の開発が附帯決議となっている。しかし、さまざまな経緯があり、未だにPCB処理は進まず、大量のPCB含有電器類の保管は続けられ、PCBの漏出は止まない。

最近になって、化学処理などのPCB処理がようやく動き出したことは喜ばしい。残念なことに現在提案されている非焼却処理法はいずれも処理能力が小さく、処理コストも高い。焼却処理はダイオキシンを発生するとの理由で立地が難しいことから敬遠されている。しかし、私は改めて焼却の利点を指摘してみたい。熱媒体PCBの焼却処理はすでに鐘化高砂工場で極めて水準の高い処理が成功している。その後一般産業廃棄物焼却炉のダイオキシン対策はさらに前進している。熱媒体PCBとトランス、コンデンサーPCBは組成も共存物も同じではないが、技術的には十分に解決できる。ゴミ処理のように永続的な対象を焼却処理する事には問題が多い。しかし、PCBの場合、3万トン前後と推定される保管量を処理すれば完結する。焼却法は大量処理が可能であり、コストも他方にくらべ格段に安く、短期間で終了する。無駄なお金は使いたくない。



PCBは過去の公害問題ではなく いまだ身近な問題である

国民会議PCB担当 山科 則之

「毒物PCBをなくすために」

<http://www.pluto.dti.ne.jp/~keaton/pcb/pcbtop.html>

在日米軍のPCB含有廃棄物でにわかに注目を集めた環境汚染物質——PCB。しかし、PCB問題は、在日米軍だけの問題ではなく、我々の身近に潜む大きな問題です。

PCBは地球規模の問題

5号で報告した在日米軍のPCB含有廃棄物は、中部太平洋の米領ウェーク島に最終処分先が決まるまで保管されることになりました。

しかし、このウェーク島は一番高いところで6m程しかなく、しかもハリケーンのメッカであることなどを考えると、環境中へ流出する危険性が非常に高い土地柄です。また、海鳥など希少な生物の生息地が周辺にあるため、野生生物に対する汚染も懸念されます。さらに、赤道に近いため、保管されているPCBが蒸発により、大気中への拡散、地球規模の大気の流れに沿って日本などの中緯度地方や北極など極地方にまで拡散していく危険性があります（バッタ効果。図参照）。

この様にPCBは、日本国外に持ち出されたとし

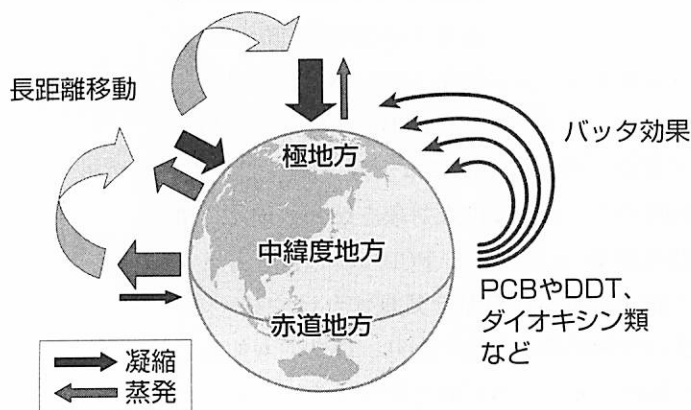
ても、適正に処理が行われない限り、その危険性は我々の身に降りかかってくるのです。

在日米軍だけでなく、国内保管・使用量は500万台近くにのぼる

PCBはコンデンサやトランスなどの電気機器の絶縁油として使用されてきましたが、1972年に行政指導により製造が中止され、1974年の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）により、特定化学物質（現在は、第一種特定化学物質）に指定されました。このことにより製造・輸入・新規使用が原則禁止となりました。但し、電気機器など密閉系での使用は、その使用期限が切れるまで使用が認められています。これら使用中のPCB含有製品は、製造中止より30数年近く経ち、ぞくぞくと切り替え時期に来ており、低濃度のPCB含有機器も含めて、500万台以上（使用中のもの約300万台、保管中のもの約200万台）あると言われています。PCB量で考えれば大口保管者が圧倒的な量を占めますが、保管者数で考えると、保管量数台という中小企業のが大きな割合を占めます。

PCBの正式な使用・保管実態は、正確な集計データがなく厚生省や環境庁の集計でも正確な実態をつかみ切れていません。PCBの総量として、約3万～4万トンあると推定されていますが、この量は、ダイオキシン類として換算すると（TEQ換算）、約2トン程度になる膨大な量です。あれだけ騒がれているダイオキシンの年間発生量が3～5kgとされているので、PCBも早急な対策が必要であることが理解していただけたと思います。PCB問題は、決して在日米軍だけが抱える問題で

図.バッタ効果による長距離移動。PCBは世界中に拡散する



はなく、我々自身が解決しなければならない地球環境問題の一つです。

保管のリスク

PCBは、保管施設で厳重に管理すれば汚染を防止できるかという点、必ずしもそうとは限りません。平成5年の厚生省の調査によるとPCB使用電気機器で約7%、ノーカーボン紙で約4%が紛失していることが判明しました。この量はPCB約2,800トンにもなり、このうちの一部が環境中に流出したと推定しても、ダイオキシン換算で100kg近い量が流出していることになります。また、平成5年以降、景気低迷により企業倒産や工場・ビルの解体が進み、さらに多くのPCBが環境中に流入したのではないかと懸念されています。

厚生省のPCB使用状況調査の中間集計によれば、保管事業所の約7割以上が無回答であり、そのうちの大部分が行方不明となっている可能性があるという実態が明らかにされました（00.5.23朝日新聞）。

また、PCBを厳重に保管していても、火災や地震等によるリスクがあります。カナダでは、保管施設の火災により周辺住民数千人が避難するという事故も起きています。また、保管施設周辺の大気から周辺よりも多いPCBが検出されたという例や、20年間保管していたノーカーボン紙のPCB含有量を測定したところ、新品の約半分に減っていたという報告もあります。地震にしても、高砂の鐘淵化学工業で保管してあったPCB5,500トンが処理されていなければ、阪神大震災の際に周辺に甚大な汚染を引き起こした可能性があります。

このように厳重な管理といっても完全ではなく、汚染の時限爆弾を半永久的に抱え込むことになり、PCBによるリスクを次世代にまで押しつけることになります。

最近の主なPCB事故例

次に、最近発生したPCBによる事故例をいくつか紹介します。

- 98 青森工業高校、照明器具のPCBが液漏れ、学生らがPCB中毒症状

- 99 近畿地方のある商店街のビルを借りたら、PCB使用電気機器が捨てられていた
- 99.8 大阪市夢洲にPCB汚染ヘドロを埋め立て処分（暫定措置）
- 00.3 沖縄・間市、取り壊す予定のショッピングセンターにPCB変圧器
- 00.3 青森県の小中学校、PCB含む照明器具を交換。福島県立学校では、PCB含む照明器具45%がいまだに使用中
- 00.3 大阪・豊中市、建設中のマンションの地中からPCB等検出、マンション取り壊し
- 00.4 長崎・佐世保、米軍基地のPCB汚染底土、除去が始まる

このようにPCBは、過去の公害問題でなく、現在も問題となっている汚染物質です。また、またPCBを一躍有名にしたカネミ油症事件の被害者達は今なお苦しみ、かつその孫・曾孫達までもがPCBの毒性に苦しめられています。

先進国の中で最も遅れている日本のPCB処理

PCB処理は、先進国ですでに進められており、日本は大きく出遅れています。EU諸国やオーストラリアなどでは、2009年までには処理が完了する予定です。カナダやオーストラリアなど一部海外に処理を委託していた国も、「発生源での処理」という原則から現在は、自国内で処理を行っています。

特にオーストラリアの事例は、今後の日本の処理にとって大変参考になります。オーストラリアでは、PCBの輸出がバーゼル条約発効後にできなくなったことから、高温焼却法による処理が検討されました。しかし、建設予定地の住民に知らせないままに処理施設の設置場所が決定したため、グリーンピースを中心に反対運動がおき、高温焼却による処理が断念されました。

ここまでは、日本でも良くある光景ですが、ここからは、日本が見習うべき行動です。

まず、前回の失敗を教訓に、処理計画策定の全ての段階に連邦政府、専門家委員会、地域行政、産業界、環境保護団体（グリーンピースなど）、労働団体等が参加し、「連邦PCB管理計画」を策定さ

れ、96.1に施行されました。

この計画の中身としては、PCB廃棄物／製品を、濃度・量・所在地の相対的なリスクにより分類し、廃止年限を区切って処理を推進していること、10kg以上のPCB保有状況を公表すること、処理の実施・操業について、事前に住民の関与を定め、操業後も情報公開が行われる体制を保證すること、などがあります。現在、5社が処理を行っており、3,000トン近いPCBを処理しています、2009年までに大半のPCBを処理する予定です。

ようやく始まった日本のPCB処理

次に、日本国内の状況についていくつかトピックを紹介します。

昨年12月から今年の1月にかけて、住友電気工業・大阪製作所にて、同事業所保管分のトランス・コンデンサ108台（低濃度PCB絶縁油1.5kl、高濃度PCB絶縁油0.5kl）が、金属ナトリウム法により処理されました。これは、国内初の実規模での化学処理です。

その他、現在、荏原製作所の藤沢製作所、日本曹達の二本木工場で、実証プラントを用いた本格的なPCB処理が行われています。また、東京電力は、横浜市、川崎市、千葉市で処理施設を設置し、10年から15年かけて処理を実施する事を発表しました。

大阪市は、2007年度中に完全処理を目指す

行政の取り組みも本格化しています。厚生省は、今年度予算の目玉であるミレニアムプロジェクトの一環として、PCB等適正処理支援事業に6億円

の予算をつけています。5年後に中小保管分の半減を目指し、技術的・制度的・財政的各種支援策を講じる計画です。

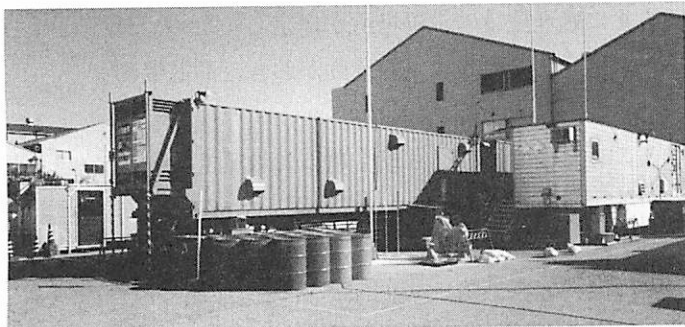
自治体は、国よりも一歩進んでおり、大阪市は市管轄内に保有されているPCB処理を2003,4年に本格的に着手し、2007年度中に完全に処理することを目指すとしています。また、東京都は、ダイオキシン類対策の一環としてPCB処理を検討しており、6月16日には「PCB廃棄物適正処理検討委員会」を開催、今後のPCB適正処理について検討を始めました。

今後の課題とNGOの取り組み

PCBについては、「適正に無害化処理が実施できれば、保管するよりもリスクが少ない」として、日本の検討委員会や欧米各国、またグリーンピースなどのNGOも同じ見解を示しています。PCB処理の技術的課題は解決できる段階にあり、最大の課題は、PAつまり地域行政や住民との合意形成にあります。

2000年後半以降、日本でもPCB処理が本格化すると見られています。PCBによる環境や人体汚染を防止するため、PCB対策を行政や産業界だけに任せるのではなく、オーストラリアの例に見られるように住民側の代表としてNGOも積極的に参画し、よりよい対策を打ち出す必要があるのではないかと思います。20世紀に問題となった汚染問題は、その解決を次世代に押しつけるのではなく、我々の世代で解決を図る義務があるのではないのでしょうか。

また、PCB処理の適正処理に関する技術やノウハウは、アジア・アフリカ諸国にある残留農薬やPCB等のPOPs（残留性有機汚染物質）処理に応用できます。地球規模での環境保全を図る上で、資金援助だけでなく、このようなノウハウや技術で、日本の果たすべき役割は大きいと考えます。



住友電工・大阪製作所にて実施されたPCBの化学処理の様子。右の白いコンテナがPCB処理の心臓部

ドイツの環境

①

着々、進む循環型社会づくり

江戸川大学講師 川名英之



買い物の際、袋に入れないままの商品を受け取る客(右)と、裸のままバッグに入れる客(左)。ドイツでは、こうするだけでも全国的にかなりのごみ発生量を減らしている＝ベルリンの食料品スーパーで、筆者写す

ごみ問題を取材するため、今回もベルリンを訪ねた。今年は東西ドイツの統一協約でベルリンがドイツの首都となって、10年。人口350万人の、この街の中心部は道行く人の数が年ごとに増え、オフシーズンなのに、ホテルもペンションもほぼ満員。ベルリンは今、ヨーロッパで最もホットな街だ。

商品を買う際に包装をどうしているだろうか。食料品スーパー数軒に入ってみると、どの店でも、お客はレジで代金を払ったあと、買い物バッグやかばんに商品を入れて帰る。

自動販売機の受け口に持参した容器を置き、牛乳を注いで買うお客もいる。

フランクフルトでは、家庭のごみの出し方を見た。

各家庭はビンを街角の色別回収ボックスに入れ、「緑のマーク」の付いたごみは黄色の袋に入れて出す。ごみは包装・容器のメーカーと流通業者によって設立されたDSD社が2週間に1回、回収車で集めて分別工場

に運び、鉄や缶などを機械で振り分けたのち、人の手で紙類、プラスチック容器、紙パックなどに分けてリサイクル工場へ。

生ごみや紙類のごみは、ほとんど全部、市が回収し、生ごみはコンポスト、紙類は再生紙としてリサイクルしている。「包装・容器廃棄物の発生回避に関する政令」により、製造・流通業者に回収・リサイクルが義務づけられ、市とDSD社がそれぞれ別の方式で回収・リサイクルしている。プラスチックボトルに対するデポジット制も導入された。

環境省で調べてみると、この政令の制定当時、750万トンだったドイツ全土の家庭から出る販売用包装・容器ごみの量は1996年には620万トンと、5年間に17%も減少した。また一般ごみの排出量も1年間に約50万トンずつ、埋め立てるごみの量は5年間に5分の1それぞれ減り、焼却量は半減した。飲料ビン全体に占めるリターナブルビンの割合も、71%に達している。

ドイツはごみの発生量を減らす一方、リサイクル量を年々増やして着実に循環型社会づくりを進めている。日本の現状との違いの大きさを改めて実感した。



ドイツの街角に置かれている空きビンや古紙などの回収容器。空きビンを透明、緑色、茶色と3つの色別に集めている＝フランクフルトで、筆者写す

発起人からひとこと

第3回

寄稿

国民会議発起人
東京大学教授

鷺谷いづみさん

実り無き秋と植生発掘

国民会議の発足にあたり発起人になってくださった方々に、ひとりずつ順番にお寄せいただきます。

第3回は、東京大学教授で農学生命科学研究所保全生態学研究室の鷺谷いづみさんにうかがいました。

著書に『サクラソウの目』（地人書館）など。

遅い北国の春は私のフィールドワークの季節。明るい光あふれる春の落葉樹林の下にはそこそこにサクラソウの花が咲き始める。濃いピンクの花、薄く灰色がかったピンクの花、薄紫の花、色も形も変化に富んだ花に、軽やかな羽音とともにどこからともなく現れたトラマルハナバチの女王蜂が止まる。その重みで花がしなって下を向くと花にぶら下がった女王蜂は、長い舌をせいっぱい花筒のなかに伸ばして蜜を吸う。花から抜いた舌にはサクラソウの黄色い花粉がついている。女王蜂は、次々にサクラソウの花を訪れて蜜を吸う。短時間のうちに女王蜂は多数の花を次々に巡り、いずれの花でも葯からは花粉が持ち出され、めしべには他の花からの花粉が渡される。花粉はそこで発芽して花粉管を伸ばし、やがて花の奥深くで受精が起こって種子が熟す。

花から餌を採り、同時に授粉を媒介する動物をポリネータ（授粉をする者とい

う意味の英語）と呼ぶ。蜜や花粉を餌とするポリネータはそれらを効率よく集めるのに適した形態や行動を進化させ、植物の方はポリネータを誘引し花粉を託すのに適した花の形、色、香り、構造などを進化させている。相互にみごとに適応しあった花とそのポリネータとの関係は送粉共生系とよばれている。

どうやら今、世界中で送粉共生系に危機が訪れているようである。それを象徴するのが「実り無き秋」とよばれる現象である。「実り無き秋」とは「沈黙の春」と対になったレイチェルカーソンのもう一つの予言である。それは、農薬の毒作用でポリネータとなる蜜蜂などの昆虫が死に絶え、花が咲いてもポリネータがいらないため植物が実を結ぶことのできなくなる「秋」である。しかし、「沈黙の春」と異なり「実り無き秋」には気づくことが難しい。花がまったく咲かなくなったとすれば多くの人がその異変に気づくだろうが、花が咲いた後に果実が実るか、種子ができるかどうか、それが野生植物であれば関心を払う人はほとんどいないだろう。しかし、今では「実り無き秋」がすでに世界中のあちこちで起こり始めていることが明らかになってきた。種子生産についての詳しい研究がなされると、ポリネータがいらないため種子ができないことが示されることが少なくないのである。

私たちのサクラソウの研究からも、場所によっては「実り無き秋」が現実のものとなっていることが示された。そして、カーソンの予言は農薬によってポリネータが失われることによる「実り無き秋」であったが、孤立した生育場所に取り残された植物は、たとえポリネータが訪れたとしても「実り無き秋」から逃れることができない場合があることも示された。それは、相性の良い配偶相手

が失われることによる繁殖の失敗である。

森 林や湿原などが開発され、生育場所が分断・孤立化すると、ポリネータとなる昆虫との絆が断ちきられるだけでなく、個体が孤立し、配偶の相手がえられなくなることによっても、「実り無き秋」がもたらされる。ポリネータがいなくなる、あるいは同種の他個体と切り離されることでもたらされる「実り無き秋」は、今では野の花にとってはかなり普遍的な現象になっているようだ。

「実り無き秋」とは、生態系の中では当たり前の生物の種間の絆が断ち切られたり、同じ種の個体間の結びつきが失われること、すなわち、生き物の全般的な孤立化を示す徴である。つまり、繋がりながら生きるはずの生物たちが、同種・異種を問わずばらばらにされていることを示す異変である。

花 を咲かせ、種子を実らせ、やがてそれが芽生えて成長をはじめ。そんなあたりまえの野生の植物の営みが難しくなっている。私は、植物が適応進化の過程で身につけた「暮らしの知恵」ともいうべき生活史を研究しているうちにそんなことに気づき、従来の専門の植物生態学に加えて保全生態学の研究にも力をいれることにした。

保全生態学は、「生物多様性の保全」および「健全な生態系の持続」という持続可能性のための社会的目標の実現に寄与するための生態学である。

私 たちの身近な自然は今すでにあまりにも深く傷ついている。サクラソウやフジバカマ、メダカ、ハマグリといった普通に見られた生物が今では絶滅危惧種としてレッドリストに名を連ねているのは不幸な現状を象徴する事実である。今となってはただ現状を維持するだけでは不十分である。日本列島で生物多様性を保全し、健全な生態系を将来



にわたって維持するためには、数十年前に普通にみられた「ありふれた」野生を蘇らせることが必要である。生き物が豊かだった頃のありふれた身近な自然というものがどういうものだったのか、今であればしっかりと覚えている人もいる。種子の適応戦略を植物の生活史研究のテーマにしたことのある私は、土の中で長年にわたって眠っている種子を目覚めさせ、一旦失われた植生を蘇らせるため、「土壌シードバンク（土中で生きている種子の集団。種子の中には百年以上生きるものもある）」の研究にも力をいれることにした。土の中から「植生を発掘」し、花を咲かせ種子を実らせて豊かな土壌シードバンクを後の世代に引き継ぐためである。

自由貿易は環境と安全を守れるか？ WTOと環境NGOの役割



ダイアン・ダマノスキさん

タフツ大学教授。米・『ボストン・グローブ』紙に米国内外の環境問題に関する記事を1979年より17年間執筆してきた。1996年には科学者であるコルボーン、マイヤーズと『奪われし未来』を出版し、世界各国に翻訳され衝撃を与えた。

6月4日（日）池袋エポック10で、「自由貿易は環境と安全を守れるか？」というテーマでシンポジウムを開催しました。これはダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議と、「化学物質市民研究会」「止めよう！ダイオキシン汚染関東ネットワーク」「日本消費者連盟」「エコロジーと女性ネットワーク」の5団体が共催したもので、約80名の参加がありました。

環境と自由貿易は両立しない

冒頭、『奪われし未来』の共著者であり、環境ジャーナリストでもあるダイアン・ダマノスキさんが基調講演を行いました。テーマである「環境保護と自由貿易は両立するか」という問いに対し、ダマノスキさんは明確に「両立しない」と答えます。WTO（世界貿易機関）は環境や健康を守るためであっても、政府が貿易に介入することを貿易上の「障壁」と見なし、規制緩和をすすめる組織である

と考えるからです。具体的な例として、ホルモン剤を与えた牛肉についての紛争があります。EUでは健康被害への不安から牛肉に成長促進ホルモン剤を与えることは禁止されていました。しかし、牛肉を輸出したいアメリカやカナダの「危険性についての十分な科学的証拠がなく非関税障壁になっている」という訴えはWTOによって認められました。

WTOは民主主義を脅かす

ダマノスキさんによると、もう一つの大きな問題は、WTOが国民の代表者から成る地方議会や国会で決めた規制を、グローバル・スタンダードの名で否定する側面を持つという点です。これは、「国内民主主義の否定」につながる要素を含んでいます。昨年12月にシアトルでWTOが会議を開こうとしたとき、NGOが大規模な抗議のデモを起こしました。報道されたのはデモの様子ばかりで、その背景にある「国内民主主義の否定」についてはあまり触れられませんでした。問題は単に自由貿易か、環境保護かということではありません。WTOという組織の非民主性が問われているのです。WTOは、市民や国家の手の届かないところで、知らないうちに重要なことを決定します。クリントン大統領までもWTOの非民主性を認めています。グローバル化が進む中でWTOの権力が大きくなり、その非民主性に対し、NGOは危機感を募らせています。だからこそ、環境、消費者、人権、労働組合などの様々なNGOが結束し、抗議へとつながったのです。

持続可能な貿易を目指そう

自由貿易と環境保護の引き起こす矛盾を無視することはできません。しかし、NGOはWTOの改革や

自由貿易と環境保護の妥協点を探すことに時間をかけるのは無駄だとダマノスキさんは言います。今必要なことは、国際貿易の体制そのものを見直し、本当に持続可能な貿易とは何かを考えることだと強調し、講演を締めくくりました。

パネル・ディスカッションから

ダマノスキさんの基調講演後、国民会議副代表・神山美智子弁護士の進行によるパネル・ディスカッションが行われました。パネリストは、ダマノスキさん、元GATT職員である渡辺頼純・大妻女子大教授、東大先端化学技術研究センターで規制科学を研究する中島貴子氏、そして、シアトルのデモにNGOとして参加した経験をもつ伊庭みか子氏の4人です。

「公正な貿易と環境保全は両立可能」 ——渡辺頼純氏

渡辺氏は、WTOは誤解されているといいます。氏の説明によると、WTOは決して自由貿易第一主義ではなく、また意思決定プロセスについても各国の政府代表によって民主的に行われています。環境保全については、WTOの協定の前文で述べられ、環境に対する補助金制度もあります。GATT第20条では環境に対する配慮は貿易障害の「例外」とされています。つまりWTOは、より公正な貿易と環境保全は両立可能なものだと考え、自由貿易の促進を行っているということです。

「食の安全を確保しよう」 ——中島貴子氏

中島氏が専攻する規制科学とは公的規制政策の意志決定を支援する任務遂行型の研究活動です。農業フェニトロチオンの人体毒性基準が、アメリカ政府の圧力により、従来の日本国内の規制値が緩やかなものに変更されました。規制科学の観点から日米を比較すると、日本国内の基準の決め方が非常にあいまいなので、日本のNGOはもっと情報公開の圧力をかける必要があるでしょう。またADI（耐用一日摂取量）という概念には食品の安全確保と農産物貿

易活性化の二つの意義があります。中島氏は、WTOが設定するADIでは、食品の安全確保という点がおざなりにされる傾向があると指摘しました。

「シアトルは非民主的だった」 ——伊庭氏

WTOは政府代表が交渉する場です。しかし、実際にシアトルの会議に参加した伊庭氏によると、WTO加盟国135カ国の間でも、政府代表団の力はまったく異なり、グリーンルーム会議と呼ばれる会合では、わずか17国という限られた国だけで審議が行われ、残り100以上の政府代表はロビーで待ちぼうけという状況だったそうです。また元GATT事務局長が「GATTは消費者の見方」と言うのは、消費者に「安いものをたくさん」供給するという意味で、安全や健康の視点も消費者が求めている価値観だということは無視されていることを指摘しました。

NGOを排除するWTO

WTOの民主性については、意見交換の中でも取り上げられました。「WTOは市民の声を反映する政府代表によって公正に交渉できる民主的な場」という渡辺氏に対し、ダマノスキさんは「WTOが民主的であるならば、それは特定の人にとってのみであり、少なくともシアトルにいたNGOは意志決定プロセスから排除されている。WTOには透明性がなく、意志決定を検証できない」というコメントをし、再度利害関係の当事者が交渉に参加できないという問題点を指摘しました。会場からも多くの質問が投げかけられました。「循環型社会を目指す上での環境に関する課徴金や生産者拡大責任の適用はWTOにとって貿易障壁とみなされるか」という質問に対しては、渡辺氏から「WTO加盟国は環境政策決定において、自主性が認められているので障壁とならない」という回答がされました。最後に、「止めよう！ダイオキシン汚染関東ネットワーク」代表の藤原氏が「まったく異なる二つの視点からWTOについて学ぶことができる非常に良い機会であった」という感想と今後のNGOの継続的活動の必要性が述べられシンポジウムは終了しました。

会員拡大プロジェクトチームへの参加者を募集します

前号で予告しましたように、組織拡大のためのプロジェクトチームの案が常任幹事会でまとまりましたのでお知らせします。広く会員の皆様の参加を募集していますので、参加していただける方は、ご希望の所属チームを事務局までお申し出下さい。TEL/FAX、E-Mailなどによる意見交換もできますので、東京近辺にお住まいの方以外でもご参加下さい。また、こんなことをしたらどうだろうかというアイデアや、この点を改善した方がいいというようなご意見がありましたら、どんどん事務局までお寄せいただきますようお願い申し上げます（TEL/FAX番号は03-3432-1490、E-Mailはkokumin@attglobal.net）。

会員拡大

プロジェクトチームの構想

A. 企画委員会

会員拡大のための全体的戦略を検討、立案するために、企画委員会を設置します。ダイオキシン・環境ホルモン汚染の子どもたちや生物への影響を憂慮している国民は決して少なくないと思います。どうすれば、そうした日本の「良心」というべき人々に、国民会議の活動趣旨に共感し会員として参加していただけるかを考えます。活動趣旨を伝える方法（例えば、入会案内パンフレットやホームページ）や、会員に対する情報提供のあり方、会員の参画のしかた、学習会の企画などについて検討する必要があると思います。

また、現在、国民会議の活動は東京中心ですが、今後、これを全国的に拡大する必要があります。そのためにはどうすればよいか、もし、支部を設けるとしたら、その基準や活動内容はどのようなものが望ましいかなどについても議論していきたいと考えています。

B. 個別チーム

このような全体的戦略とともに、対象集団ごとの個別の対策を考える必要があります。そのためのサブチームを次のとおり設置し、各チームごとに戦略を考え、実行することになりました。

①一般会員チーム

一般会員を対象に組織拡大の方策を検討・実施するチ

ームです。どうすれば一般会員に国民会議の活動の意義を理解してもらえるか、どうすれば参加しやすいか、どのように働きかければよいかなど具体的に検討して実践します。

また、地域ブロックごとの重点課題や地域での拠点づくりにも取り組んでいきたいと考えています。現在、都道府県別の入会状況は別表のとおりです。会員の少ない地域の方は、拡大のためのアイデアなどがありましたらお寄せ下さい。多数の会員がおられる地域では、そのネットワークづくりを検討してみたいと思いますので、ご意見をおきかせ下さい。

②学生チーム

ダイオキシン・環境ホルモン汚染の問題の解決にあたっては、若い年齢層の方々に問題の重大性を認識していただくことが重要であると思います。ところが、現在のところ、当会議の学生会員は極めて少ないのが実情です。そこで、特別チームを設置して、どうすれば学生の参加を増やすことができるかを検討し、実践することになりました。現在、国際基督教大学3年の佐橋亮さんがインターシップとして、週1回事務局の仕事を手伝ってくれています。環境問題やNGO活動に関心のある学生は少なくないと思います。会員の所属大学の学生や各大学の環境サークルなどにも積極的に働きかける必要があります。さらに、各大学での学習会等の開催や、わかりやすい教育プログラムの作成などの取り組みも検討課題です。

③専門家チーム

国民会議の特色のひとつは、学際的な専門家の会員が

一般会員の地域別傾向

地 域	人数
北海道	10
東 北	26
東京都23区内	230
東京都26市	68
神奈川	142
千 葉	64
埼 玉	93
茨 城	12
栃 木	58
群 馬	11
北 陸	36
中 部	52
近 畿	133
中 国	21
四 国	8
九 州	32
合 計	996

多いことです。現在、研究者・教育関係者をはじめ、医師、作家、ジャーナリスト、議員、弁護士、建築士、公認会計士、税理士、司法書士などさまざまな専門的職業に従事しておられる方々に会員としてご参加いただいております。特に数が多いのが弁護士で約250名です。このほか研究者・教育関係者が約80名、医師が約30名など、専門家が全会員に占める割合は3割以上にのぼっています。従来、専門家は市民運動とは距離を置くことが多かっただけに、国民会議の参加状況は画期的なことといえます。今後も、さらに多くの専門家の方々に参加していただくにはどうしたらよいかを検討したいと思います。

また、このような、多数の学際的専門家を擁する国民会議の特色を活かして、活動内容をさらに充実させるにはどうしたらよいか、その具体的方策なども検討していきたいと考えています。さらに、専門家同士の交流やネットワークづくりの推進なども重要な課題です。

④NGO・諸団体・労働組合チーム

他のNGO・諸団体・労働組合の参加をすすめるにはどうすればよいかを検討し、実践するチームです。現在、国民会議の賛助団体会員は39で、うちNGO・諸団体（生協を含む）・労働組合は29団体です。

このような団体の参加を得ることは、国民会議の中心的活動である政策提言の質を高め、提言に深みを与えるうえで、とても重要なことだと思います。

さらに、さまざまなNGO・団体・労働組合から幅広く参加していただくことは、国民運動のネットワークをつくるという意味でも重要です。ダイオキシン・環境ホルモン問題に限らず、他の環境問題や、消費者、人権、平和などの問題に関しても、必要なときには共同して行動ができるようなネットワークを作っておくことは、極めて大切なことだと思います。

⑤企業チーム

産業界・個別企業への働きかけを検討、実施するチームです。これまでの国民会議の提言活動は、立法・行政に対するものが中心でしたが、ダイオキシン・環境ホルモン問題の解決のためには、産業界・企業自身がそのあり方を抜本的に転換する必要があります。そうした産業界自身の自己変革を促進する意味でも、産業界・企業への働きかけは重要です。

現在、国民会議の企業会員は10社とごく少数です。例

えば、環境問題に積極的に取り組んでいる企業を対象として、国民会議への参加を積極的に働きかける活動を開始する必要があると思います。例えば、会員としての参加が難しい企業には、ニュースレターの購読契約を締結してもらうというような方策も検討する必要があるでしょう。また各企業の環境問題担当者との交流をすすめる、共同して調査活動や教材開発を行う、産業界と共催でシンポジウムやセミナーを開催する、といったことも検討してみたいと考えています。

以上がプロジェクトの概要です。

最後に会員の皆様にお願ひがあります。

皆様もご存知のとおり、現在、国民会議の事務局はコスモス法律事務所に「間借り」している状態で、常駐の専属スタッフもおりません。このため何かと至らないところも多く、皆様にご不便・ご迷惑をおかけして大変心苦しく思っております。

国民会議が今後、持続的に、さらに充実した活動を続けるには、やはり独立したオフィスと専属スタッフの確保は不可欠だと思います。この一年半は、ボランティアの方々のご協力で何とか切り抜けてきましたが、この間の活動の拡がりや皆様からのさまざまなニーズにお応えする必要性を考えますと、もはや限界かと思っています。一日も早く、独立したオフィスと常駐スタッフを確保することが求められています。そのためには、財政基盤をもっと充実させなければなりません。

現在、国民会議ではいくつかの財団などから助成を受けていますが、事務所の家賃とスタッフの人件費は助成の対象になりません。これらの費用は会費収入などの自己資金でまかなうことになっているのです。前回の会計報告でもおわかりのように、現在、会員は約1200名で、この会費収入では、到底事務所家賃とスタッフの人件費をまかなう余裕がありません。したがって、財政基盤を強化するには、会費収入を増加させなければなりません。その意味でも、会員拡大は重要な課題です。

どうか、多くの会員の皆様がこのプロジェクトに主体的に参画して下さることを願っております。財政基盤強化策についても、アイデアや寄付・助成に関する情報などがございましたら、是非事務局までお知らせ下さい。

「循環型社会形成推進基本法案」

中下事務局長が参議院国土・環境委で参考人陳述

5月25日、循環型社会形成推進基本法案の参議院国土・環境委員会での審議において、中下裕子事務局長が参考人に呼ばれ、基本法案に対する意見を陳述しました。他の参考人は、中央環境審議会の委員である浅野直人・福岡大学法学部教授、循環型社会推進国民会議幹事の青山俊介氏、生態学が専門の本谷勲・東京農工大学名誉教授の3氏。3氏とも、基本法案は「一歩前進」との賛成意見を述べました。

前号でも報告しましたが、国民会議では、「循環型社会基本法（仮称）の立法提言」を今年3月に提出しました。さらに、5月11日には、循環型社会形成推進基本法案及び、再生資源利用促進法（リサイクル法）案、建設リサイクル法案、食品リサイクル法案、並びに廃掃法改正案に関する意見書を参議院議員宛に提出しています。提言の中で、私たちは、循環型社会を実現するには、生産活動のあり方から家庭生活のあり方まで人間の生き方の抜本的転換が求められており、そのための市場システムを整備するための法規制は、従来のような「ステップ・バイ・ステップ」というような姿勢では不十分であって、現状を大胆に変革するための実効性を備えたものでなければならないということを強調しました。

今回、中下事務局長は、こうした国民会議の基本認識を述べたうえで、そのような観点からすると本基本法案の内容は極めて不十分で、抜本的修正を要するとの意思を陳述しました（中下事務局長の意見要旨は後記のとおりです）。

しかしながら、基本法案に反対したのは民主党だけで、結局、法案は修正が加えられることもなく、賛成多数で成立してしまいました。しかし、決してこれで問題が終わったわけではありません。私たちは、今後も、循環型社会が実現されるまで、粘り強く、さまざまな提言を行うとともに、自らのライフスタイルの変革にも率先して取り組んでいきたいと考えています。



5月25日、参考人陳述をする中下事務局長

【中下参考人の意見の要旨】

循環型社会の実現のためには、生産活動のあり方を含めて人間の生き方を持続可能なものへと抜本的に転換する必要がある。そのためには、抽象的理念を定めるだけでは不十分で、市場原理を活用して内発的な変革を促進させるシステムの整備とそのための実効性のある法規制が不可欠である。

しかし、基本法案には、①有害物質の回避策が不十分、②費用を内部化するために必要な拡大生産者責任の規定が不十分、③リデュース、リユース、リサイクルの3Rの優先順位を確保するための施策が不十分、④デポジット制・環境税などの経済的手法の導入が明記されていない、⑤個別法へのしぼりが不十分、⑥市民参加の規定がない、などの問題点があり、極めて不十分な内容である。

変革に痛みが伴うのはある意味で当然である。だからといって抜本の変革を先送りするならば、それは集団自殺への道だ。今、国政を預かる議員に求められているのは、早期変革の有利性を繰り返し繰り返し説き、変革の犠牲を最小化しつつ、円滑に変革をすすめる政策を立案することではないか。

ドイツでは拡大生産者責任を明確にした循環経済・廃棄物法を制定し、循環型社会の構築に精力的に取り組んでいる。そして、最近では最終処分場の閉鎖という目標さえ打ち出すに至っている。「私たちはもはやこれ以上地球の土と水を汚染しないことに決めたのです」とドイツ環境省の担当者は語っている。これに比べてわが国の姿勢はどうか、残念ながら、何歩も遅れをとっている。その遅れのツケは、必ず私たちの子や孫に及ぶ。

今こそ、わが国は抜本的に変革に着手すべき時だ。そのためには、私たち一人ひとりが真剣に何をなすべきかを考え、実行しなければならない。この基本法で循環型社会が実現できるという人は、最後までその言動に責任をもって循環型社会を実現してほしい。不十分だと考えるのなら、もう一度抜本的に内容を見直して、世界に冠たる基本法を制定してもらいたい。

◎第147通常国会で成立した環境・廃棄物関連法案について

鹿野美紀

前回のニュースレターで、「環境基本法とは別に、循環型社会構築のための基本法案の上程に各党がしのぎを削っています」とご報告しましたが、「循環型社会形成推進基本法」を含む廃棄物関連5法案が、5月9日に衆議院を通過、同26日には参議院を通過して全て成立となりました。

今回の一連の法案は今後の日本の将来を決するが如き重要な法案である上、多くの問題点を含んでいるにもかかわらず、十分な審議もなされず、基本法案に民主党が反対しただけで、結局、全ての法案は修正が加えられることもなく、賛成多数で成立してしまいました。拙速の印象を免れません。解散を控えた慌しい会期末、地元を思いを馳せ浮き足立つ議員諸氏にとってはその重要性すら余り認識されなかったのではないのでしょうか。

「循環型社会形成推進基本法」においての一番の問題は、循環型社会の形成に向けては、社会の抜本的変革が必要であるにもかかわらず、改革に伴う痛みを避けるがために、具体的な内容・義務が語られておらず、殆どが抽象的な理念に留まっている点です。

私たちは、基本法の策定にあたっては、①発生抑制、リユース、リデュース、リサイクルの優先順位を明確にすること②有害化学物質の排除を目指すこと③拡大生産者責任の徹底④デポジット制度の導入、⑤排出事業者責任の徹底、⑥情報公開と市民参加のシステムの確立、という点を具体的に条項化せよ、と総論各論にわたり、ことある毎に訴えてきましたが、今般の基本法では⑤の排出事業者責任についての規定が認められただけで、他の点については曖昧もしくは考慮外となっており、既に存在する理念法たる環境基本法と余り異なる点がありません。

基本法に対しては循環型社会へ向け

ての「一歩前進」という評価もあります。拡大生産者責任を問うにしても、利害関係者の納得が必要だから、少しずつ進めていくしかないではないか、その方向性が示されただけでも「一歩前進」ではないか、という意見です。

しかし、循環型社会の実現のためには、生産活動を含めた、あらゆる人間の生き方を変革し、持続可能なものへと抜本的に転換する必要があります。抜本的な転換のためには漸次進むという方法はとれないのです。大枠の枠組みを状況を鑑みながら少しずつ変えていくというのでは、いつまでたっても変革の機会は訪れません。誰もが漫然と状況が熟するのを待っているだけで、誰も動こうしないのは自明の理です。

例えば、基本法第3条には基本原則として、「循環型社会の形成は……技術的及び経済的な可能性を踏まえつつ……」と留保を付していますが、原則的に、経済的に可能かどうかは条件とするべきではありません。「経済的」に可能かどうかを条件にするならば、社会の態勢は変わりません。営利企業であれば、再利用等することが「経済的」に可能、もしくはより効率が良いということであるなら、既に再利用等の行動をとっているはずで、再利用等が「経済的」に無理なら、最初から使用しない、もしくは長期にわたって使用するということが肝要なのであって、「経済的」に無理なら再利用等を諦めるということでは、循環型社会は実現しません。

もちろん、抜本的に改正するという方向性を示しつつ、具体的な政策については、期限の猶予を設けるという対処は、現実的な対処としてありうるでしょう。新しいシステムの立ち上げには時間もお金もアイディアも必要です。例えば、ドイツで包装容器令が施

行された時には、目標値と期限を区切って、システムの立ち上げについては事業者の自主努力に任せたとという経緯があります。明確な目標と目標達成の実効性を担保するためのデッドラインとペナルティーを伴った期限の猶予は、現実的な対処だと考えます。

今国会に、参考人として召還された国民会議の中下事務局長は、抜本的改正の必要性を強調し、多くの方から賛同の意を表されたということです。

尤も、国民会議は政策提言集団ですから、提言が政策として施行されることこそ最終目標です。良識ある人々に理解されるだけでは不十分です。最終目標に到達しえなかったという点においては、私たちも謙虚に反省する必要があります。

その理由としては、①国民会議の運動自身、すそ野が広がっていない。(現在会員数約1200名)②問題点の理解が難しく、学習が必要だが、その活動が不十分、時間不足。③マスコミに対する働きかけ、マスコミの協力を求めることが不十分であった。④反対意見を有する商工族、産業界への働きかけも弱かった。⑤廃棄物関連の活動をしているNGO以外の他のNGOや、諸団体、労働組合などへの働きかけが不十分であった。⑥与党への働きかけ(特に公明党)が弱かった、などが考えられます。

基本法は、多くの問題を積み残したまま成立となってしまいました。同法第15条には、基本計画の策定及び5年毎の見直しが明言されています。具体的な中身の策定はこれからです。私たちは、政策提言過程にかかる反省点を踏まえ、今後も、循環型社会が実現されるまで、粘り強く、さまざまな提言を行っていくつもりです。

(国民会議廃棄物委員会)

◎新しい研究会「ごみCC」発足に際して

1998年の秋、全国的に廃棄物問題の深刻な状況が明らかにされ、またその問題の影響の広がり国民の大半が、これまでの環境問題とは異なる受け止め方をしつつあるとき、私たちの国民会議はスタートしました。爾来、今年の3月までにダイオキシン類への緊急対策を求める提言を含め、4次にわたり、政府に対して提言してきました。

その効果は部分的に昨年暮れのダイオキシン類対策緊急措置法として実現しましたが、他方では、この国会で循環型社会基本法が成立してしまいました。循環型社会基本法という構想自体は私たち国民会議が求めていたものでしたが、その内容は私たちが求めていたものとは似て非なるものです。私たちが求めていたものと今国会で成立した法律との間には、いくつかの大きな相違があります。それらを全てここで詳述する事はできませんが、その要点は、成立した法律では、廃棄物の減量化とともに人類を危機的状況に陥らせる有害物質の削減という方向性が見えないこと、これまでの公害問題での姿勢と同様に産業界よりの姿勢が見られ、拡大排出者責任制があいまいであること、また今日の廃棄物問題の深刻さを身をもって体験してきた各地の住民の声を聴くことが制度的に保証されていない点など、重大な欠陥をはらんだ法律であり、私たちとして容認できるものではありません。

経済発展の名の下に、ことある毎に「国際化」を口にする政府が環境問題については「国内事情」を口実に「国際化」の政策や基準から大きく後退してきたのと同様の姿勢に、またもや私たちは立ち向かわなければならない状況にあると思います。とはいえ、こうした今日の状況には、この国民会議が発出した時の状況とは大きく変わってきている面があると考えます。そこでこれまでの廃棄物委員会で議論・活動してきた方向の延長線上に、新しく「ゴミチェック・サークル」を設け、循環型社会基本法の成立と廃掃法改正の下で進む廃棄物行政の監視活動を追究していくことになりました。「ゴミチェック・サークル」は略称で、正式には「環境行政実態調査研究会(?)」ですが、これでは長いので今後この略称を使うことになりました。

私たちの国民会議は、政策提言型NPOとしてスタートしましたが、私たちのねらいとは大きく異なる循環型社会基本法の成立に対して、国民生活を守る立場で、より好ましい循環型社会基本法の内実を形成し、獲得していくために廃棄物行政、さらには環境行政の監視を新しい運動として展開しなければならないと考え、このチームの発足となりました。

もとより、チームが発足したばかりであり具体的な活動内容はこれから練り上げ、実践していくものです。みなさまの知恵と経験とエネルギーを生かしてこのチームを活動させ、国民会議の目指したものに一步でも近づくために、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

廃棄物委員会委員長 鶴 飼 照 喜

※「廃棄物行政の実態を身近な市町村から見てみよう」夏合宿のお知らせ

8月18～19日(金・土) 信州上山田温泉(地ビールもあります)

参加希望、問い合わせは鹿野美紀弁護士まで tel 03-3822-4211

◎ニュースレターの名称

ニュースレターの名称が「アクション・提言と実行」に決定したことを、皆様にご報告いたしました。しかし、その後、商標登録のための調査をおこなったところ、類似商号が存在することが判明しました。広報委員会での再検討の結果、今号以降は「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議ニュースレター 提言と実行」を正式な名称とすることになりました。「アクション」の名称、ロゴに関し、ご意見を下さった皆様、お詫びと共にご報告申し上げます。

編集後記

編集委員会委員長 佐和洋亮

前々号で、茨城県の浅野みなみさん(中1)の作文を掲載しました。彼女は、霞ヶ浦の自然をよみがえらせるため、水辺にアサザを植える運動にも参加しています。

以下は、最近そのことを書いて賞を貰った浅野さんの作文の抜粋です。

「霞ヶ浦には、アサザという浮葉植物がある。黄色の花を咲かせる、美しい植物だ。この広い霞ヶ浦のどこかに、私の植えたアサザがある。沢山の人が参加している「アサザプロジェクト」で植えたアサザが群落になっている。水もアサザにより、浄化される。そのアサザが、この私達の手で、よみがえろうとしているのだ。

また、百年後この霞ヶ浦を「トキ」の舞う湖にする計画がある。私も、この計画にも参加している一人だ。でもこの計画は、簡単にできることではない。そんなことは無理、と思っている人もいるだろう。その気持ちも分からなくもない。トキは、絶滅してしまったからだ。でも考えてほしい。昔、トキは日本中にいた鳥。きっと、この霞ヶ浦でも舞っていたことだろう。アサザも、昔はもっとのびのびと暮らしていたことだろう。でも、それが環境の変化で、できなくなった。そのアサザが、よみがえろうとしている。トキにもそれは通用する」

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 提言と実行
ニュースレター 第6号

2000年6月発行

定価 105円(送料別)

発行所

〒105-0004
東京都港区新橋4-25-6
ヤスキビル2-6F

コスモス法律事務所内
ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議事務局

TEL 03-3432-1490

FAX 03-3432-1490

編集協力・レイアウト

(有)総合工房キャップ

* 国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin@attglobal.net です。